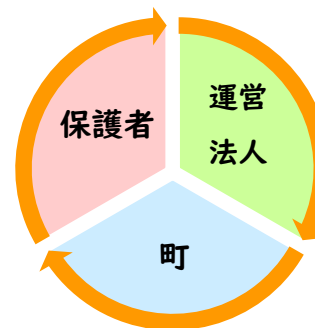


三者協議について

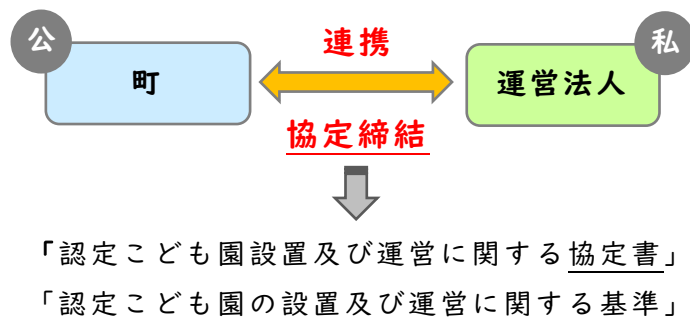
1. 「三者協議」とは？

令和9年4月の公私連携幼保連携型認定こども園への移行に向けて、円滑に引継ぎを行うため、園の運営内容などについて、保護者・認定こども園運営法人・町の「三者」で意見交換を行う場です。



2. 「公私連携幼保連携型認定こども園」とは？

町と運営法人が園の運営内容などを定めた協定書や基準を締結し、締結した協定に基づいた運営がされているか確認するなど、町が運営に関与することができる制度です。



「協定書」の主な内容

- ・ 名称、所在地 ・ 開園日 ・ 運営主体
- ・ 教育保育等に関する基本的事項（遵守法令）
- ・ 立入検査 ・ 公私連携法人の取消し 等

「基準」の主な内容

- ・ 定員 ・ 開園時間、休園日 ・ 職員配置
- ・ 教育保育の内容
（実施する事業、学級編制、食事の提供、
支援が必要なこどもの受入れ 等）
- ・ 保育料等の保護者負担 ・ 災害、事故対応 等

3. スケジュール

協議・報告の内容	5/20(済)	7/15	8/19
認定こども園の運営内容	○	○	○
「協定書」の内容		○	○
「基準」の内容		○	○
園舎新築工事の進捗状況	○	○	○



10月：R9入園説明会の開催